



知っていますか？「運転卒業証制度」

◎運転免許証の自主返納について考えてみませんか？

高齢ドライバーが当事者となる交通事故が増えています。年齢を重ねると、認知・判断・操作のスピードや正確さ、記憶力・判断力・視力などが低下しがちになります。自分の運転に少しでも不安を感じたら、運転免許証の返納について、家族と一緒に考えてみませんか？

■運転卒業証制度の利用の流れ

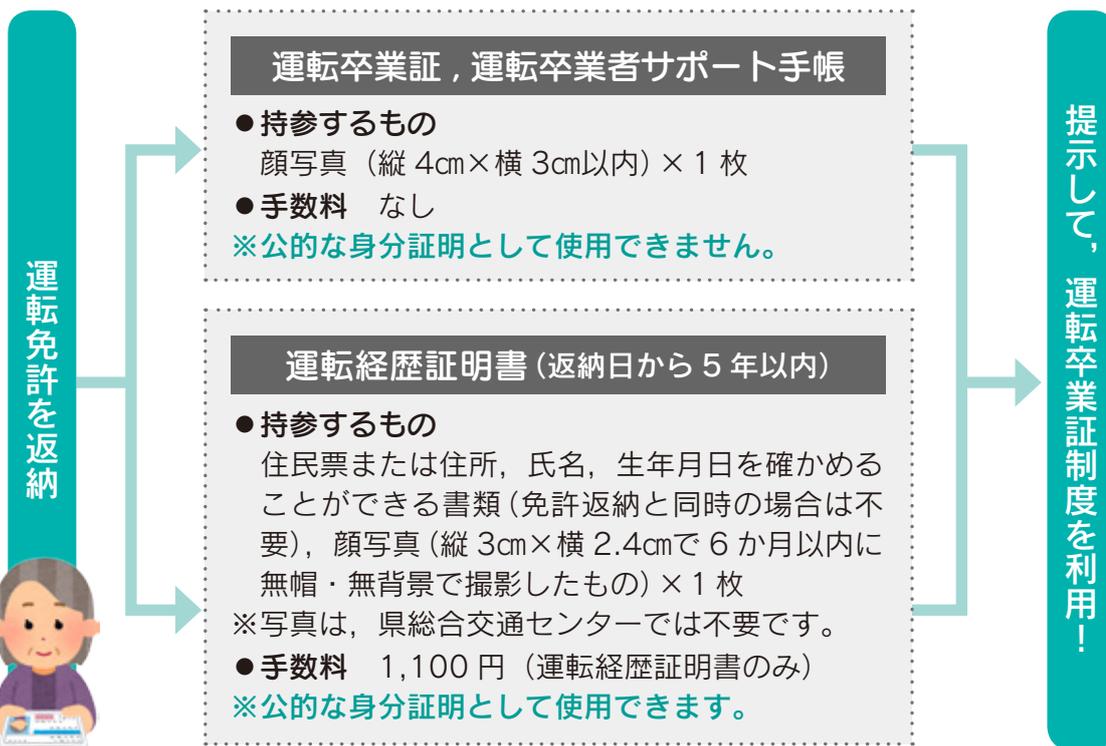
県警察では、65歳以上の人を対象に、運転卒業者サポート手帳または運転経歴証明書を協賛企業・団体に提示することによって、タクシー運賃の割引や各種施設の料金割引など、様々なサービスを受けることができる「運転卒業証制度」を推進しています。

運転免許証は、65歳以上の高齢者本人が警察署等へ届け出ることによって返納できます。病気などの理由がある場合は、代理人による返納もできます。

◎対象 県内で運転免許証を有効期限内に返納した65歳以上の人

◎返納・申請先 山陽小野田警察署、厚狭幹部交番、県総合交通センター（山口市）

※厚狭幹部交番では、木曜日は運転卒業者サポート手帳等の発行ができません。



■サービスを受けるには

運転卒業者サポート手帳または運転経歴証明書の提示が必要です。

協賛企業・団体は、市ホームページまたは山口県警察ホームページをご覧ください。警察署交通課の窓口でご確認いただけます。支援内容は順次拡大していますので、詳しくはお問い合わせください。

◎運転卒業証制度について（山口県警察ホームページ）

https://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp/koutsu/page_d001_000003.html

●問い合わせ先

生活安全課（☎82-1133）
山陽小野田警察署（☎84-0110）